

意図的なルール違反・ヒューマンエラーの類型化のための 追加アンケートのお願い

意図的なルール違反・ヒューマンエラーのリスクの見積もり方法を検討するために、次頁の表のとおり、厚労省リスクアセスメント指針の項目に沿って類型化し、リスク低減措置の進め方の検討を行います。

例えば、以下のような意図的なルール違反・ヒューマンエラーの事例1：

- ① 危険が想定される場合は、生産設備を停止させることをルールにしているが、一旦停止させると、再起動させるのに長時間かかるなど生産性の低下につながるため、停止させずに作業が可能である。（作業者が、安全よりも生産性を優先することが可能である。）
- ② 安全装置を切ったまま、プレス作業を行うことが可能である。（作業者が、面倒がって安全装置を無効化することが可能である。）
- ③ フォークリフトで走行すべきあらかじめ決められた構内ルールを外れ、敢えて近道を行うことが可能である。（作業者が、この程度なら大丈夫と考えて、近道行動が可能である。）
- ④ 類似の操作ボタンやバルブのハンドルが並んでおり、間違えてしまう可能性がある。（ヒューマンエラーを起こしやすい配置・構造になっている。）

を、次頁の表のとおり、厚労省リスクアセスメント指針の項目に沿って類型化します。

については、各業界団体又は企業におかれましては、事務局が作成した上記「例1」を参考に、可能な限り、「例2」、「例3」と各団体又は企業において意図的なルール違反・ヒューマンエラー（又は、起こす可能性のある状態）の事例のご紹介をお願いします。

注：下記「整理表」に分類できない事例や判断に迷う事例は、同整理表末尾の「その他又は分類不明」に記載をお願いします。

提出期限： お手数をおかけしますが、●月●日までにご返送をお願いします。

<お問い合わせ先> 官民協議会 向殿SWG事務局
中央労働災害防止協会 技術支援部 早木
tel:03-3452-1774 e-mail: t-hayaki@jisha.or.jp

意図的なルール違反・ヒューマンエラーの類型化のための整理表

意図的なルール違反（安全装置等）		意図的なルール違反の起こしやすさ（可能性）			
		確実である	可能性が高い	可能性がある	可能性はほとんど
安全装置等の無効化又は無視する可能性					
（ア）生産性の低下等、労働災害防止のための機能・方策を無効化させる動機		10	6	3	1
例1①：危険が想定される場合は、生産設備を停止させることをルールとしているが、一旦停止させると、再起動するのに長時間かかるなど生産性の低下につながるため、停止させずに作業が可能である。（作業者が、安全よりも生産性を優先することが可能である。）			(例) ○		
例2： 例3：					
（イ）スイッチの誤作動防止のための保護錠が設けられていない等、労働災害防止のための機能・方策の無効化しやすさ					
例1②：安全装置を切ったまま、プレス作業を行うことが可能である。（作業者が、面倒がって、安全装置を無効化することが可能である。）			○		
例2： 例3：					

意図的なルール違反（作業方法等）					
	(ア) 作業手順等の周知状況				
	例1：工作機械等の定められた作業手順等を教えないで、作業をさせることが可能である。（必要な手順書を勝手に省略することが可能である。）			○	
	例2： 例3：				
	(イ) 近道行動（最小抵抗経路行動）				
	例1㊦：フォークリフトで走行すべきあらかじめ決められた構内ルートを外れ、敢えて近道を行うことが可能である。（作業者が、この程度なら大丈夫と考えて、近道行動が可能である。）			○	
	例2： 例3：				
	(ウ) 監視の有無等の意図的な誤使用等のしやすさ				
	例1：配置が定められた作業指揮者を配置させないで、作業を行わせることが可能である。				○
	例2： 例3：				
	(エ) 作業者の資格・教育等				
	例1：安全衛生法令で定められた免許・技能講習・特別教育など資格を有しない者に作業を行わせることが可能である。（法令で必要な資格や教育を行わないで作業が可能である。）				○
	例2： 例3：				

ヒューマンエラー		ヒューマンエラーの起こしやすさ（可能性）			
		確実である	可能性が高い	可能性がある	可能性はほとんどない
	（ア） ボタンの配置、ハンドルの操作方向のばらつき等の人間工学的な誤使用の誘発しやすさ				
	例 1 ⊖：類似の操作ボタンやバルブのハンドルが並んでおり、間違えてしまう可能性がある。		○		
	例 2： 例 3：				
	（イ） 作業者の資格・教育				
	例 1：安全衛生法令で定められた特別教育が必要であることを知らないで、作業を行わせることが可能である。（当該現場で、法令で何が必要な資格、教育かを知らない可能性がある。）				○
	例 2： 例 3：				
その他又は分類不明					
	例 1： 例 2：				

注：上記「その他又は分類不明」には、上記整理表に分類できない事例や判断に迷う事例の記載をお願いします。

例えば、「よかれと思ったルール違反」、「今まで大丈夫だったので安全だと思い込むルール違反」、「権威勾配：部下が上司をおもんばかったルール違反」など。